

別途通知で整理する事項（案）

口蹄疫防疫指針（案）	別途通知
<p>1 家畜の所有者から口蹄疫の症状を呈する異常家畜（以下「異常畜」という。）を発見した旨の届出があった場合に、届出を受けた家畜防疫員が届出事項を記録する様式（第2の2の（1）のア、イ及び（2）のアの（ア）関係）</p>	<p>口蹄疫防疫要領（平成14年6月24日付け14生畜第1816号農林水産省生産局畜産部長通知、以下「要領」という。）別記様式1「不明疾病の発生届出（記録用）」</p>
<p>2 家畜の所有者から異常畜を発見した旨の届出があり、家畜防疫員が現地に急行する場合、携行する用具（第2の2の（1）のウ関係）</p>	<p>要領第2章の の1の（3）                      ア 農場立入用衣類：長靴、防疫衣類、手袋等。                      イ 臨床検査用器材：タワシ、体温計、保定具、ロープ（保定用）、白布（1m×30cm）、鎮静剤、プロバング、懐中電灯等。                      ウ 病性鑑定材料採取用器材：外科用ハサミ、材料送付ビン、材料保存液、採血器具（採血針、採血管）、保冷資材、クーラーボックス、病性鑑定材料輸送箱等。                      エ 連絡及び記録用器材：携帯電話、事務用具、各種様式用紙、地図、デジタルカメラ、画像送受信機等。                      オ 消毒用器材：バケツ、消毒薬、噴霧消毒器等。                      カ その他：ビニール袋、着替、食料品等。</p>
<p>3 現地の家畜防疫員から電話連絡を受けた家畜保健衛生所の連絡担当者が作成する調書の様式（第2の2の（1）の力の（ア）、キの（ア）、（2）のイの（イ）、ウの（イ）、エ、（3）のア及び第3の3の（1）のア関係）</p>	<p>要領別記様式2「不明疾病、現地調査表（電話報告用）」</p>
<p>4 本病の病性決定時に行う発表内容の様式（第3の1の（1）のア）</p>	<p>要領別記様式3「プレスリリース（例）～口蹄疫の（疑似）患畜の確認について～」</p>
<p>5 現地対策本部が関係者あて配布する本病の概要、留意点等を記載した文書の様式（第3の1の（2）のウ関係）</p>	<p>要領別記様式4「口蹄疫発生現地防疫対策本部開設の通知」</p>
<p>6 死体を埋却する場合の準備器材（第3の2の（4）のオ関係）</p>	<p>要領第2章の の4の（5）                      ブルドーザー（整地、穴掘り、トラック牽引）、パワーシャベル（穴掘り、死体つり上げ）、ダンプ（死体運搬）、給水車、消毒器、チェーン、シャベル、夜間照明灯等</p>

7 殺処分及び隔離の場合の指示書の様式（第3の3の（2）の才関係）	要領別記様式5「と殺指示書」及び別記様式6「家畜隔離の指示書・隔離に当たっての注意事項」
8 口蹄疫予防液受領証の様式（第3の6の（3）関係）	要領別記様式7「受領書」
9 口蹄疫予防液を使用した旨の報告の様式（第3の6の（7）関係）	要領別記様式8「口蹄疫予防液使用報告書」
10 現地对策本部の運営留意事項、準備事項及び各班の活動要領（第3の8の（1）関係）	<p>要領第2章の の1の（1）のイ、（2）及び（3）</p> <p>1 組織の運営に当たっては、次の事項に留意する。</p> <p>（1）業務の分担、責任区分及び指揮命令系統を明確にしておく。</p> <p>（2）現地对策本部の勤務時間は、原則として、平常どおりとするが、当分の間は、宿日直を置き、毎日24時間執務体制をとれるよう配慮する。</p> <p>（3）現地对策本部要員の健康管理に十分留意する。</p> <p>（4）病性鑑定班及び評価班の班員は、同一日に発生地班に移動できるが、その他の班の班員は、同一日に他の班への配置換えを行わないものとする。</p> <p>2 準備事項</p> <p>（1）専用電話、ファクシミリ及び携帯電話の準備。</p> <p>（2）防疫衣等の消毒用具（ガス滅菌、薬液又は煮沸消毒）。</p> <p>（3）消毒用の薬品及び資材の準備。</p> <p>（4）管内の関係機関、施設等のリスト（電話番号、ファクシミリ番号）。</p> <p>（5）県一円及び管内の地図、道路地図、家畜の飼養状況等が記載された資料。</p> <p>（6）防疫員用告知板。</p> <p>（7）文書指示及び報告用の各種様式類。</p> <p>（8）その他事務用器材、用品等。</p> <p>3 活動要領</p> <p>各班の分担任務のうち、特に留意すべき事項は次のとおりとする。</p> <p>（1）総務班</p> <p>ア 県対策本部及び管内関係団体・機関との連絡並びに管内関係者からの問い合わせの対応者を明確にし、連絡及び回答の概要は記録する。</p> <p>なお、報道関係への対応は、原則として、県対策本</p>

部で行う。

- イ 県対策本部の指導の下、管内の防疫活動の計画及び調整を行い、その結果を、防疫員告知板を用いて本部内へ周知する。
  - ウ 現地からの連絡を基に県対策本部と連携して、管内関係団体・機関の協力を得て、人員の確保及び派遣並びに資材の確保及び供給を行う。
  - エ 次の庶務を行う。
    - (ア) 各種の文書報告、指示等の様式の作成及び発送
    - (イ) 備品の保管・借り出し及び借出台帳の管理・保管
    - (ウ) 消耗品出納台帳の管理と出納事務
    - (エ) 防疫員、雇用した獣医師その他の勤務台帳の管理
    - (オ) 経理台帳の管理
  - オ 発生農場ごとの防疫措置状況(別記様式9)及び一覧表(別記様式10)を作成する。
- (2) 病性鑑定班
- ア 発生を疑う通報は直ちに別記様式1に記載し、待機中の班員を現地へ急行させる。その後の措置は の1に準ずる。既に同地域で発生が確認され、県対策本部が開設されている場合は、特に必要がある場合を除き、直接県畜産課への通報を要しない。
  - イ 病性を決定し、口蹄疫と決定した場合は、発生地班の任務にあたる。
- (3) 発生地班
- ア に基づいて行動するほか、毎日1回定時に現地対策本部に連絡する。
  - イ 防疫員の農場への出入りは、殺処分、死体処置及び予備消毒が完了するまでの間、最小限とし、防疫員のうち最低1人は必ず現地に常駐する。
  - ウ 発生地班の業務を終了した場合は、 の8による消毒を行う。
- (4) 評価班
- あらかじめ、地区ごとに選定していた評価人を速やかに招集し、 の2に基づき評価を行う。
- (5) 検診班
- ア 巡回による人為的なウイルスの伝播防止措置に特に留意する。
  - イ 検診台帳(別記様式1.1)は毎日の業務終了時に本部長に提出するほか、異常を認めた場合は、別記様式

	<p>2に記載して本部長に提出し、その判断を求める。</p> <p>ウ 口蹄疫のおそれのある家畜を発見した場合は、直ちにの1の(7)に準じた措置をとり、電話で現地対策本部に通報する。</p> <p>エ 検診の途中、午前及び午後の各1回、定期的に現地対策本部と電話で連絡をとる。</p> <p>(6) 追跡班</p> <p>ア 発生農場と直接的又は間接的に関係した農場を調査し、別記様式1.2により記入し、毎日、本部長に提出する。</p> <p>イ 口蹄疫のおそれがある家畜を発見した場合は、の1の(7)に準じた措置をとり、電話で現地対策本部に通報する。</p> <p>(7) 移動規制班</p> <p>ア 移動規制は、管轄警察署の協力を得て、的確に実施する。</p> <p>イ 移動規制地域の標示を行う場合は、所轄市町村と十分に連絡する。</p> <p>ウ 移動の規制及び家畜集合施設の開設等の制限を設けるに当たっては、防疫員により措置判断が異なることがないように、あらかじめ、適用例の内容等を十分に決定しておく。</p> <p>エ 規制地域内の生産者その他の関係者が行うべき防疫活動について、啓発するとともに、これら相互協力の指導等を行う。</p>
11 病性鑑定依頼書の様式(第5の2の(4)関係)	要領別記様式1.3「病性鑑定依頼書」